

日本商工会議所青年部 第95回通常会員総会次第

日 時：令和3年11月19日（金）

12：15～13：15

場 所：クラフトシビックホール土浦

1. 開会宣言
2. 国歌斉唱
3. 商工会議所青年部の歌「伸びゆく大地」斉唱
4. 商工会議所青年部「綱領」朗読、「指針」唱和
5. 会長挨拶
6. 議長選出
7. 出席状況報告
8. 議事録署名人選出
9. 議 題
 - [審議事項]
 - (1) 令和4年度（2022年度）役員を選任（案）について（第1号議案） . . . 1
 - (2) 令和4年度（2022年度）スローガン・会長所信（案）および運営方針（案）
について（第2号議案） . . . 3
 - (3) その他
 - [報告事項]
 - (1) 令和4年度（2022年度）第40回 全国会長研修会について . . . 7
 - (2) 令和4年度（2022年度）第42回 全国大会について . . . 7
 - (3) 令和4年度（2022年度）ブロック大会 開催地・開催日について . . . 7
 - (4) 令和5年度（2023年度）第43回 全国大会 開催地について . . . 7
 - (5) 日本商工会議所会員総会における「令和2年度事業報告・決算」の承認について . . . 7
 - (6) 令和3年度（2021年度） ブロック代表理事上半期活動報告 . . . 8
 - (7) 令和3年度（2021年度） 代表理事上半期活動報告 . . . 9
 - (8) 令和3年度（2021年度） 各委員会上半期活動報告 . . . 9
 - (9) その他
10. 閉会宣言

[審議事項]

(議案第1号)

(1) 令和4年度(2022年度)役員の選任(案)について

理事

氏名	都道府県	単会	氏名	都道府県	単会	氏名	都道府県	単会
山本 秀也	北海道	小樽	小野 知一郎	石川	小松	牧尾 和志	広島	東広島
富樫 雅道	北海道	帯広	田嶋 孝行	石川	加賀	澁谷 彰範	広島	廿日市
串橋 郁緑	北海道	留萌	辻 覚	石川	加賀	滝本 晋太郎	山口	柳井
中村 好孝	青森	弘前	柳澤 由英	長野	長野	岡本 忠晃	徳島	阿南
菊池 孝一	青森	五所川原	笠原 博人	長野	下諏訪	木村 麻子	香川	高松
渡邊 和真	岩手	北上	水野 義治	岐阜	高山	瀬尾 武	香川	高松
清川 晋	宮城	仙台	山中 白	岐阜	関	岡部 純二	愛媛	松山
阿部 眞喜	宮城	塩釜	梅内 まみ	岐阜	美濃加茂	原 竜也	愛媛	今治
岡 泰造	秋田	秋田	楠名 康弘	愛知	岡崎	三谷 剛平	高知	高知
吉川 裕太	秋田	秋田	松林 大樹	三重	鈴鹿	横山 高幸	高知	須崎
齋藤 健太郎	秋田	大曲	樋口 信吾	三重	上野	吉田 昌宜	福岡	久留米
行方 進之介	山形	米沢	末永 ちさと	福井	鯖江	井上 智博	福岡	八女
神野 聴文	福島	二本松	西村 昭宏	福井	鯖江	山下 壱平	佐賀	鳥栖
皆見 貞康	茨城	土浦	森川 敦士	滋賀	草津	古川 健太郎	佐賀	小城
本間 恒弘	茨城	日立	大西 修一	京都	亀岡	宮崎 映行	長崎	佐世保
高橋 大輔	栃木	栃木	南條 範秀	大阪	北大阪	吉田 敦彦	長崎	佐世保
木嶋 孝太	栃木	鹿沼	松園 広樹	大阪	守口門真	松木 翔平	熊本	人吉
新部 貴広	群馬	館林	大東 正明	大阪	大東	水野 貴博	大分	大分
田澤 暁	埼玉	蕨	大黒 淳史	兵庫	赤穂	和氣 浩一郎	大分	宇佐
寺脇 貴浩	埼玉	上尾	中村 守	奈良	奈良	大平 雅博	宮崎	宮崎
吉野 孝次	千葉	柏	當麻 臣宣	奈良	大和高田	鈴木 章仁	宮崎	日向
柴田 健介	神奈川	大和	横田 圭亮	和歌山	田辺	福森 康郎	宮崎	小林
石川 靖	静岡	三島	阪本 琢磨	和歌山	御坊	厚石 和宏	鹿児島	枕崎
武者 寛	新潟	亀田	長谷川 裕通	鳥取	倉吉	仲宗根 清二	沖縄	宮古島
本江 択	富山	砺波	堰 大輔	島根	松江	横山 昌司	沖縄	宮古島
吉田 康之	富山	滑川	角井 健二	岡山	総社	具志堅 辰雄	沖縄	浦添

役職	氏名	都道府県	単会	氏名	都道府県	単会
監事	大日方 敢	長野	長野	田中 宏直	福井	大野

役 職	氏 名	都道府県	単 会
会 長	西村 昭宏	福 井	鯖 江
副 会 長	木村 麻子	香 川	高 松
	皆見 貞康	茨 城	土 浦
	辻 覚	石 川	加 賀
	水野 貴博	大 分	大 分
専務理事	中村 守	奈 良	奈 良

役 職	氏 名	都道府県	単 会	
ブロック代表理事	北 海 道	串橋 郁緑	北海道	留 萌
	東 北	阿部 眞喜	宮 城	塩 釜
	関 東	高橋 大輔	栃 木	栃 木
	北陸信越	柳澤 由英	長 野	長 野
	東 海	松林 大樹	三 重	鈴 鹿
	近 畿	横田 圭亮	和歌山	田 辺
	中 国	澁谷 彰範	広 島	廿日市
	四 国	横山 高幸	高 知	須 崎
九 州	仲宗根 清二	沖 縄	宮古島	
専務理事補佐	山下 吉平	佐 賀	鳥 栖	
常務理事	本江 択	富 山	砺 波	
	小野 知一郎	石 川	小 松	
	梅内 まみ	岐 阜	美濃加茂	
	宮崎 映行	長 崎	佐世保	
特命理事	D X 担当	山中 白	岐 阜	関
	危機管理ブロック連携担当	福森 康郎	宮 崎	小 林
委員長	総務	齋藤 健太郎	秋 田	大 曲
	広報ブランディング	鈴木 章仁	宮 崎	日 向
	企画	菊池 孝一	青 森	五所川原
	研修	松園 広樹	大 阪	守口門真
	国際ビジネス	具志堅 辰雄	沖 縄	浦 添
	ビジネス活性化	寺脇 貴浩	埼 玉	上 尾
	組織活性化	岡部 純二	愛 媛	松 山
	政策提言	富樫 雅道	北海道	帯 広
	ビジョン	吉田 昌宜	福 岡	久留米
全国大会担当理事	吉川 裕太	秋 田	秋 田	
全国会長研修会担当理事	南條 範秀	大 阪	北大阪	

※直前会長については規約第 12 条、顧問および相談役については規約第 13 条により会長が役員会の承認を得て委嘱することになっております。

令和4年度(2022年度)

日本YEG スローガン・会長所信(案)

【スローガン】

Y E G S T O R Y

～我ら礎。共に創ろう、継ぎ、紡ぎ、繋げる、未来への道導～

歴史を振り返れば幾度となく、新たな時代へと急激に変化する「時代の節目」というものがありました。そしていつの時代も、多くの青年たちが時代を切り拓こうと未来への理想を掲げ、新たな一歩を踏み出してきました。時が経ち振り返れば、青年たちの掲げた理想像が未来への道導となり、未来へと続く物語(STORY)として語り継がれることとなるのです。

【所 信】

YEGは今、大きな節目を迎えています。全国の単会の多くが会員数の減少傾向にあり、日本YEG全体としては増加傾向にあった全国会員数も数年前から減少傾向に転じています。また、コロナ禍の中YEG活動の根幹である交流の在り方さえも変化を余儀なくされ、地域の賑わいづくりをはじめとする地域活性化事業などは持続すること自体が困難になり、これから先のYEG活動の未来像を描けずにいる。こうした地域がほとんどなのかもしれません。

また、私たちのビジネスが向かう方向性は、グローバル資本主義による経済成長に陰りが見えはじめたことから「グローバリズム」のデメリットをあらためつつ、「ローカリズム」との融合に取り組み始めました。そしてビジネスにおける価値基準は、社会課題の克服への貢献や地球規模での持続可能性の追求を目標とする「SDGs」や、物理的価値の提供から人として生きる豊かな価値の提供「Well-being(ウェルビーイング)」へと進み始め、新型コロナウイルスのパンデミックは図らずもこのビジネスの方向性と価値基準の変化を急加速させました。

日本商工会議所第19代三村明夫会頭も「これまでの経済効率最優先から社会課題の解決と経済成長の両立を目指す時期に来た」と言及されており、これは経済効率優先だった一極集中の「都市集中型社会」から、地域の中で資源や資本を分配し雇用を生み出し経済を循環さ

せる「地方分散型社会」へと向かうことが加速されることも意味しています。また、これまで以上に地域の個性や地域資源の強みを活かした地方創生の戦略と取り組みの重要性が増すことになり、ひいては、地域特性に応じた新たな価値を生み出すことができる人材を各地域で育てることができるのか？が、地域発展の命運を分けることにも繋がるのです。

私たちが所属するYEGは「次代の地域経済を担う後継者の相互研鑽の場として、また青年経済人として資質向上と会員相互の交流を通じ自企業の発展と豊かな地域経済社会を築くこと」を目的に全国各地の商工会議所に設置されています。つまり次代が求める担いは、私たちYEGの存在意義そのものであり、コロナ禍はもちろんパンデミック後の地域の豊かな未来を創造する中心的役割を担うのは、私たちYEGに他ならないと思うのです。全国のYEGは度重なる自然災害も世界的な未曾有の危機にも自企業のため地域のために歩みを止めず活動を続けてきました。全国のYEGメンバー無くして地域の未来はありません。地域のかがやく未来を創ることが、私たちYEGに求められている役割なのです。

日本YEGもまた、大きな節目を迎えています。日本YEGはこれまで着実に成長し発展してきました。このコロナ禍においても、日本YEGへの出向者数は増加を続け、求められる役割や活動の質と量も年々増していくばかりです。これは先行き不透明な今だからこそ「地域のYEG活動の課題解決」や「地域のYEG活動の支え」となることへの期待の表れであり、活動が困難な今こそ「YEG活動の新しい在り方」を模索し示すことが、日本YEGの役割であると考えます。

2022年(令和4年度)は「日本YEG中期ビジョン 2018-2022」の最終年度であります。日本YEG中期ビジョンの集大成の年度を迎えるにあたり、私たち日本YEGは、全ての活動において生産性と付加価値の向上に積極的に取り組み「YEG活動の新しい在り方」を追求します。そして、総会・会議体・各種大会の運営から広報ブランディング、研修、国際、ビジネス・組織活性化活動、政策提言、ビジョン策定など日本YEGだからこそ出来る「単会活動の支え」となる魅力ある事業を提供してまいります。

また本年度は、日本商工会議所100周年であり日本YEGも40周年を迎える記念すべき節目の年になります。この節目の年だからこそ、これまでの日本YEGの活動をしっかりと振り返り検証いたします。そして、日本YEGの存在意義、所属する意義とはなにか？私たちのしあわせな未来とはなにか？を語り合いながら、全国のメンバーと共に日本YEGの目指すべき「未来への道導」となる新たな日本YEG中期ビジョンを創りあげてまいります。

全国の先輩諸賢が礎となり日本YEGの連帯の証を、継ぎ、紡ぎ、繋いできたからこそ、今日の日本YEGの「確かな礎」があります。40周年を迎える私たちもまた礎となり、次代へと継ぎ、紡ぎ、繋げてまいりましょう！

地域のかがやく未来を創るのは、私たちです。

希望溢れる未来へと続く、新たなYEGの物語「YEG STORY」が今、始まります。

令和4年度（2022年度） 日本Y E G 運営方針（案）

令和4年度は「日本Y E G中期ビジョン2018-2022」の集大成の年度となります。中期ビジョンに掲げた目指すべき方向性に則り「単会活動の支え」となる魅力ある事業を追究し、全てのY E Gのための「未来への道導」となる事業を展開してまいります。

1. D X推進によるY E G活動の生産性・付加価値向上

日本Y E Gは連合会として着実に成長発展してきており日本Y E Gに求められる活動の質や量もまた年々増していくばかりです。一方で、拡大傾向だったY E Gの会員数も減少傾向に入りつつあります。人口減少・少子高齢化・働き手の不足により中小企業もまた生産性向上は急務だと叫ばれています。だからこそ、日本Y E Gは先を見据え全ての活動（会議体、情報収集・提供、事業構築、交流等）においてD X推進による効率化や改善活動を率先して行い、日本Y E Gの活動が単会活動の一助となるようY E G活動の生産性と付加価値の向上に積極的に取り組んでまいります。

2. 広報・ブランディング活動

近年の企業活動において広報ブランディングの重要性が増しております。全国各地のY E GからもY E Gの認知度向上等、日本Y E Gのスケールメリットを活かした広報ブランディング活動が求められています。日本Y E Gは、ウェブサイト「翔生」やSNS、マスメディアを活用し、内外共にY E Gの活動や存在価値を広く世の中に発信し、Y E Gブランドの確立に取り組めます。また「Y E Gの日」を活用した広報活動や、全国の優れた事業を表彰する「Y E G大賞」を通じて全国のY E G活動を後押しする広報ブランディング活動をしてまいります。

3. 各種大会の運営

日本Y E Gが主催する全国会長会議・全国会長研修会・全国大会、共催として各地で開催されるブロック大会を日本商工会議所および主管Y E Gと協力し企画運営いたします。これらの大会等は交流と研鑽を通じて次世代を担うメンバーの意識高揚を図る場であり、Y E Gのスケールメリットや存在価値を内外に示すY E Gブランディングの最良の場でもあります。各種大会を通じて単会や連合会の将来に渡る成長発展に寄与するため、時代に沿った開催方式の在り方や開催日程についても検証を重ね展開してまいります。

4. 研修活動

新型コロナウイルスの流行により、私たちのライフスタイルや働き方など急激な変化を余儀なくされました。中小企業にとっては、業態変化も含めた新規事業の立ち上げが企業の持続的成長のための戦略として益々重要になってきています。日本Y E Gでは自己研鑽やスキルアップに役立つような研修事業だけでなく、ビジネスブラッシュアップ研修会やビジネスプランコンテスト等、全国のY E Gメンバーの新規事業立案の支援を積極的に行ってまいります。また、全国会長研修会においては全国の単会活動の課題やニーズに応じた各種研修事業を企画運営してまいります。

5. ビジネス活性化活動

YEG活動の根幹は自企業の発展に他なりません。日本YEGではこれまでのYEGモデルや業種別交流広場、地域を超えた会員間の情報交換・ビジネス交流を目的とした業種別交流会等に加え、全国のYEGメンバーのビジネスに直結する会員間や外部企業とのビジネスマッチング（オンライン商談会等）の機会を提供していきます。また、新たな海外展開・海外活用（越境EC・インバウンド振興等）に関する事業、日本商工会議所国際部や国内国際機関との関係構築、国際経済諸団体との交流の在り方や海外視察事業を模索し実施してまいります。

6. 組織活性化活動

近年「友好YEG」「姉妹YEG」「災害連携」など、単会同士の面的交流により単会活動の組織力強化や活性化に繋げている事例が散見されはじめました。同時に日本YEGは全国組織として地域を超えた単会同士の架け橋となるよう求められています。日本YEGでは互いの地域にないモノ・コトを生かし合う交流のカタチ「互産互消」をテーマに、単会と日本YEGとの交流はもちろん、地域を超えた単会同士の面的な交流促進を図り単会の活性化に貢献します。また、課題解決相談窓口を設置し、単会活動における課題解決・組織活性化のために積極的に活動してまいります。

7. 政策提言・提言普及活動

私たちYEGは商工会議所活動の一翼となるべく日々活動を行っています。そのためには日本商工会議所の方向性をしっかりと踏襲し、また、行政や専門家との意見交換を重ねながら、全国のYEGメンバーの声を収集し、現場主義を実践した青年経済人らしい提言を届けてまいります。また、単会や連合会への政策提言活動のノウハウ提供や、各地域で親会や行政との意見交換会（風会議）の開催、政策提言スタートアップ研修会等の開催を支援する活動を行ってまいります。

8. 中期ビジョン策定・ビジョン活動

日本YEGが目指すべき方向性をまとめた「日本YEG中期ビジョン 2018-2022」の集大成の年度として、これまでの日本YEGの活動を振り返りしっかりと評価と検証をいたします。さらに、あらためて全国の全ての単会の声に耳を傾け、日本YEGの存在価値、所属する意義、私たちのしあわせな未来とは何か？を語り合いながら、この先5カ年の日本YEGの道導となる新たな中期ビジョンを策定します。また、単会や連合会へのビジョン策定活動のノウハウ提供や、ビジョン策定スタートアップ研修会等の開催を支援する活動を行ってまいります。

9. 日本商工会議所 100 周年・日本YEG 40 周年

本年度は日本商工会議所 100 周年であり、日本YEGも 40 周年を迎える記念すべき節目の年となります。私たちYEGは親会あつての青年部であり、全国のYEGメンバーそしてこれまでの日本YEGの礎を継ぎ、紡ぎ、繋いでこられた先輩諸賢のたゆまぬ尽力があつてこそこの今であります。この節目の年に先輩諸賢や関係各所へあらためて感謝の意を表するとともに、今現在の私たちの連帯の証を示し、しあわせ溢れる次代へと繋ぐ「確かな礎」となる事を目指します。

10. 大規模自然災害等の初動対応・復旧復興支援活動の確立

100年に一度の公衆衛生の危機と言われる新型コロナウイルスの感染拡大だけでなく、近年は集中豪雨等による大規模自然災害が増加傾向にあります。日本YEGでは不測の事態が発生した際にも迅速に対応できるよう、早期回復のための初動対応や復旧復興支援の在り方、また効果的な情報収集による地域行政等への情報提供の仕組みを検討し確立してまいります。

[報告事項]

(1) 令和4年度(2022年度) 第40回 全国会長研修会について

開催地 : 大阪府枚方市
開催日 : 令和4年11月9日(水)~12日(土)
主 管 : 北大阪商工会議所青年部

(2) 令和4年度(2022年度) 第42回 全国大会について

開催地 : 秋田県秋田市等
開催日 : 令和5年2月15日(水)~19日(日)
主 管 : 秋田県商工会議所青年部連合会

(3) 令和4年度(2022年度) ブロック大会開催地・開催日について

北海道ブロック	北海道留萌市	8月26日(金)~8月27日(土)
東北ブロック	岩手県一関市	9月9日(金)~9月10日(土)
関東ブロック	栃木県栃木市	10月14日(金)~10月15日(土)
北陸信越ブロック	長野県長野市	9月16日(金)~9月17日(土)
東海ブロック	三重県鈴鹿市	9月2日(金)~9月3日(土)
近畿ブロック	和歌山県田辺市	9月23日(金)~9月24日(土)
中国ブロック	広島県廿日市市	10月21日(金)~10月22日(土)
四国ブロック	高知県須崎市	10月28日(金)~10月29日(土)
九州ブロック	沖縄県宮古島市	10月7日(金)~10月8日(土)

(4) 令和5年度(2023年度) 第43回 全国大会開催地について

開催地 : 石川県小松市等
主 管 : 石川県商工会議所青年部連合会

(5) 日本商工会議所会員総会における「令和2年度(2020年度)事業報告・決算」の承認について

日本商工会議所第133回通常会員総会(オンライン)が令和3年9月16日に開催され、日本YEG令和2年度(2020年度)事業報告および決算について全会一致で承認された。

(6) 令和3年度(2021年度)ブロック代表理事上半期活動報告

・ブロック会長会議の開催

5月14日(金)	東北ブロック	福島県白河市
5月15日(土)	東海ブロック	三重県鈴鹿市
5月22日(土)	北海道ブロック	北海道札幌市
	北陸信越ブロック	新潟県新潟市
6月19日(土)	近畿ブロック	和歌山県田辺市
	九州ブロック	大分県中津市
7月2日(金)	関東ブロック	神奈川県厚木市
7月10日(土)	四国ブロック	愛媛県西条市
9月3日(金)	北海道ブロック	北海道網走市
9月30日(木)	北陸信越ブロック	新潟県新潟市
10月7日(木)	東北ブロック	宮城県塩竈市
10月22日(金)	九州ブロック	大分県中津市
10月29日(金)	近畿ブロック	京都府綾部市
11月5日(金)	関東ブロック	神奈川県厚木市
11月11日(木)	東海ブロック	愛知県豊田市

・ブロック大会の開催

5月21日(金)	中国ブロック	鳥取県倉吉市
9月3日(金)～9月4日(土)	北海道ブロック	北海道網走市
9月30日(木)～10月1日(金)	北陸信越ブロック	新潟県新潟市
10月8日(金)～10月9日(土)	東北ブロック	宮城県塩竈市
10月16日(土)	中国ブロック	岡山県井原市
10月29日(金)～10月30日(土)	近畿ブロック	京都府綾部市
11月5日(金)～11月6日(土)	関東ブロック	神奈川県厚木市
11月11日(木)～11月12日(金)	東海ブロック	愛知県豊田市
12月2日(木)～12月3日(金)	四国ブロック	愛媛県西条市
2月17日(木)	九州ブロック	大分県中津市

(7) 令和3年度(2021年度)代表理事上半期活動報告

・ブロック別会議の開催

- 4月24日(土) 静岡県沼津市
- 11月18日(木) 茨城県土浦市

・代表理事会議の開催

- 4月24日(土) 静岡県沼津市
- 9月17日(金) 埼玉県深谷市
- 10月28日(木) 大阪府吹田市
- 11月18日(木) 茨城県土浦市

(8) 令和3年度(2021年度)委員会上半期活動報告

総務委員会

- ・役員会(ハイブリッド)等諸会議の運営
- ・エンジェルタッチ会長アカウントの引継ぎ
- ・9月役員会(深谷・300回記念)における併設事業の企画・運営
- ・「渋沢栄一翁プロジェクト」の企画・運営

広報★ブランディング委員会

- ・出向者名刺・名札・名簿の作成
- ・日本YEG WEBツールの今後の方向性の検討
- ・日本YEGホームページ「翔生」の企画・運営
- ・日本商工会議所月刊誌「石垣」への掲載による広報活動、購買普及促進
- ・全国会長会議の運営
- ・日本YEG各種大会・事業の撮影
- ・SNS等各種媒体を使用した企画・情報発信
- ・日本YEG活動概要パンフレットの作成
- ・対外的ブランディング(外部との提携模索および提携に向けた取り組み)

企画委員会

- ・全国会長会議の運営
- ・ブロック大会用日本商工会議所会頭ビデオメッセージの作成
- ・各地ブロック大会への協力
- ・ブロック大会開催地連絡会議の運営
- ・2023年度(令和5年度) 全国大会開催地現地視察の実施

研修委員会

- ・ビジネスプランコンテストの企画
- ・「翔生塾」の企画・運営
- ・日本YEG内部の各種研修の企画、運営

- ・ 会員に対する研修事業「トレーニングライブラリー」実施、提供（動画配信等）

ビジネス交流委員会

- ・ Y E G モールの企画・販促活動・運営
- ・ 会員企業の視察事業の開催
- ・ 会員間のビジネスマッチングの促進

国際ビジネス委員会

- ・ 各地ブロック大会分科会での国際ビジネス事業の企画・運営
- ・ 海外進出・海外活用におけるノウハウの提供およびそれに関する事業の企画

組織力活性化委員会

- ・ Y E G 大賞の企画
- ・ 全国の単会事業の情報収集および取材
- ・ 道府県連 Y E G 会長との W E B 懇談会の実施
- ・ 日本 Y E G 活動概要パンフレットの作成
- ・ 7 月役員会（高松）における併設事業の企画・運営
- ・ 日本 Y E G と単会との交流事業の企画、運営

みんなの政策提言委員会

- ・ 各地の政策提言活動等に関するアンケートの実施
- ・ 「郷創塾」の企画・運営
- ・ 「故郷の新しい風会議」の企画・運営
- ・ 日本商工会議所に対する提言書の作成

全国商工会議所青年部連合会規約

昭和58年 4月 1日 制定
昭和62年 4月 1日 改正
平成 4年11月 6日 改正
平成 6年11月25日 改正
平成11年11月12日 改正
平成13年 2月 9日 改正
平成17年 2月19日 改正
平成18年 2月18日 改正
平成20年 2月 9日 改正
平成27年 2月20日 改正

目 的

第1条 本会は、全国の商工会議所青年部の健全な発展に貢献するとともに、商工会議所の組織の強化に寄与し、ひいては全国組織として商工業振興の支えとなることを目的とする。

名 称

第2条 本会は、全国商工会議所青年部連合会と称する。

事 業

第3条 本会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流と連携
- (2) 商工業の振興に関する建議・陳情
- (3) 商工業の振興に関する事業活動の実施
- (4) 青年経営者としての経営上の諸問題に関する調査研究および研修会等の開催
- (5) 商工会議所青年部運営に関する情報・資料の収集および提供
- (6) 本会としての意見を日本商工会議所会頭に具申・提言
- (7) 関係諸団体との連絡・協調
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業

組 織

第4条 会員は、商工会議所が財政上、または運営上協力している青年部であって、その商工会議所の推薦するものとする。

2 商工会議所青年部の都道府県またはブロック連合会は本会の特別会員となることができる。

加 入

第5条 本会の会員または特別会員となることを希望する者は役員会の承諾を得て加入することができる。

会 費

第6条 2 会員および特別会員は、毎事業年度所定の納期までに会費を納入しなければならない。前項の会費の賦課、徴収については、役員会の議決を経て別に定める。

脱 退

第7条 会員および特別会員は、あらかじめ本会に通知し、脱退することができる。

届 出

第8条 会員および特別会員は、その名称および代表者の氏名に変更があったときは、その旨をすみやかに届け出なければならない。

役 員

第9条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長（1名を会長候補者とする）	4名以内
専務理事	1名
理 事（ブロック代表理事、委員長を含む）	78名以内
監 事	2名

2 役員は、会員の代表者またはその代表者から推薦を受けた者でなければならない。但し、役員が会員の代表者等を任期満了によって退任した場合は、第11条に定める任期中本会の役員として従前の職務を行うものとする。

3 会長は、理事の中から互選によって選出し、日本商工会議所会頭が委嘱する。

4 副会長は、理事の中から会長が指名し、会員総会の同意を経て、日本商工会議所会頭が委嘱する。

5 副会長のうち1名を会長候補者として会長が指名し会員総会の同意を得る。

6 専務理事は、理事の中から会長が指名し、会員総会の同意を経て、日本商工会議所会頭が委嘱する。

7 理事および監事は、会員総会において会員の代表者またはその代表者から推薦を受けた者のうちから選出し、日本商工会議所会頭が委嘱する。

役員の仕事

第10条 会長は、本会を代表し、本会の業務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定める順位に従ってその職務を代行する。

3 専務理事は、会長および副会長を補佐し、役員会等の運営を担当する。

4 理事は、会長、副会長および専務理事を補佐して会務を処理する。

5 監事は、本会の業務および経理を監査し、その監査の結果を会員総会に報告する。

役員の仕事

第11条 役員の仕事は1年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 任期の満了または辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引続きその職務を行うものとする。
- 3 補欠で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

直前会長

第12条 本会に直前会長を置く。

- 2 直前会長は、本会の目的達成について必要な重要事項について会長の諮問に応じる。
- 3 直前会長は、会長が役員会の承認を得て委嘱する。
- 4 直前会長は、役員会に出席して意見を述べることができる。
- 5 第11条（任期）の規定は直前会長に準用する。

顧問・相談役

第13条 本会に顧問および相談役を置くことができる。

- 2 顧問および相談役は、本会の目的達成について必要な重要事項について会長の諮問に応ずる。
- 3 顧問および相談役は、学識経験のある者等のうちから会長が役員会の承認を得て委嘱する。
- 4 第11条（任期）の規定は顧問および相談役に準用する。

会員総会

第14条 本会に会員総会を置く。

- 2 会員総会は、通常会員総会および臨時会員総会の2種とし、会長が招集する。

会員総会の決議事項

第15条 次に掲げる事項は、会員総会の議決を経なければならない。但し、第2号の事項について、止むを得ない事情により年度途中で役員の変更の必要が生じた場合には、役員会において変更を承認することができる。また、第3号から第5号の事項については会員総会の議決を経て、役員会に委任することができる。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員を選任および解任
- (3) 事業計画および収支予算の決定または変更
- (4) 決算関係書類の承認
- (5) その他、特に本会の運営にかかわる基本的な重要事項

会員総会の議長

第16条 会員総会の議長は、会長をもってあてる。

会員総会の議事

第17条 会員総会は、総会員数の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 会員総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会員総会における会員の議決権および選挙権は各々1個とする。
- 4 会員はあらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名捺印した書面または代理人をもって議決権および選挙権を行使することができる。
- 5 前項の規定により、議決権および選挙権を行使するものは、出席者とみなす。
- 6 特別会員は、議決権および選挙権を有しない。但し、意見を述べることができる。
- 7 決議をした重要な事項については、日本商工会議所常議員会に報告する。
- 8 会長が必要と認めた場合は電子会員総会を開くことができる。その場合の議決は第1項並びに第2項に準ずる。尚、この場合の代理出席は認めないこととする。
- 9 電子会員総会の運営に関する事項については、別に定める。

役員会

第18条 本会に役員会を置く。

- 2 役員会は、会長、副会長、専務理事および理事をもって組織する。
- 3 監事は、役員会に出席して意見を述べるができる。
- 4 会長が必要と認めるとき招集する。

役員会の決議事項

第19条 次に掲げる事項は、役員会の議決を経なければならない。

- (1) 会員総会に提案すべき事項
- (2) 会員または特別会員の加入の諾否
- (3) 会費の賦課、徴収に関する規則の設定、変更および廃止
- (4) 顧問および相談役の委嘱の承認
- (5) その他本会の運営に関する事項

準用規定

第20条 第16条(議長)、第17条(議事)の規定は役員会について準用する。

委員会

第21条 本会にその目的達成に必要な重要事項を審議するため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の組織・運営に関する事項については、別に定める。

会計

第22条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

収入

第23条 本会の経費は、会費その他収入をもってあてる。

付 則

1. この規約の実施に必要な事項は役員会の議決を経て別に定める。
2. この規約は、昭和58年4月1日から実施する。
3. 本規約の規定にかかわらず、設立時の役員は設立総会（結成大会）において選任されたものがこれにあたる。但し、任期は、昭和58年4月1日から1年とする。
4. 本会の昭和58年度の事業計画および収支予算は第15条の規定にかかわらず、設立総会（結成大会）の定めるところによる。

付 則

第20条（委員会）の改正規定は、昭和62年4月1日から実施する。

付 則

1. 第9条（役員）および第15条（会員総会の決議事項）の改正規定は、平成4年11月6日から実施する。
2. 第10条（役員の職務）、第12条（直前会長）および第18条（役員会）の改正規定は、平成5年4月1日から実施する。

付 則

第9条（役員）第3項、第4項、第5項、第6項については、平成6年11月25日から実施する。

付 則

第9条（役員）第1項の改正規定は、平成12年4月1日から実施する。

付 則

第3条（事業）、第9条（役員）第1項、第3項、第4項、第5項、第6項、第17条（会員総会の議事）第7項の改正規定は、平成13年4月1日から実施する。

付 則

第9条（役員）第1項、第5項の改正規定は、平成17年2月19日から実施する。

付 則

第17条（会員総会の議事）第8項、第9項の改正規定は、平成18年2月18日から実施する。

付 則

第1条（目的）および第3条（事業）の改正規定は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

第9条（役員）第1項の改正規定は、平成28年4月1日から実施する。

日本商工会議所青年部役員候補者選出規程

平成 3年 2月 7日制定
平成 6年 11月 25日改正
平成 10年 2月 10日改正
平成 13年 2月 9日改正
平成 15年 2月 8日改正
平成 25年 3月 8日改正
平成 25年 3月 9日改正
令和 2年 3月 19日改正

日本商工会議所青年部（以下、本会）役員候補者の選出に当たっては下記事項に留意し、ブロック別会長会議において決定のうえ、別添様式による経歴書を添えて本会に推薦するものとする。

記

1. 本会会員である各単会の正会員を原則とする。
2. 役員候補者は、都道府県商工会議所青年部連合会（以下、連合会）と本会との連携及び連絡を円滑に執り行い、かつ本会役員会における協議および議決が全国各地区の総意として有効なものとなるよう、原則各連合会の会長を本会役員候補者とする。
ただし、連合会会長が止むを得ない事情により本会役員候補者に就けない場合においては、連合会会長ならびに連合会から信任を得て責務を全うできる者、また連合会内において重責を担う立場にある者を選任しなければならない。
3. 委員長候補者は理事候補者の中から会長が指名する。ただし、副会長およびブロック代表理事を兼務しない。
4. ブロック代表理事の選出方法については各ブロックに一任する。ただし、ブロック代表理事は、副会長、委員長を兼務しない。
5. 副会長および専務理事候補者は、本会理事経験者とし、委員長、ブロック代表理事経験者が望ましい。
6. 会長候補者は、本会副会長経験者とし、全国大会を主管した連合会に所属する青年部から選出する。

- 7．役員候補者は、役員会等出席要請がある会合に全出席が可能なものとする。
- 8．監事候補者は、本会理事経験者が望ましい。
- 9．役員候補者は、各都道府県から都道府県代表理事を1名ずつ選出するものとする。
ただし、会長、副会長、専務理事、ブロック代表理事、委員長、監事の候補者については、別枠として選出することができるものとする。

附則（平成25年3月8日改正）

- 1．次の改正規定は、平成29年4月1日より施行する。
- 2．第6項を次のように改める。
 - 6．会長候補者は、本会委員長もしくは専務理事の経験を経た副会長とする。
- 3．第7項以降の項番を繰り下げ、第6項の次に次の項を加える。
 - 7．会長候補者は全国大会を主管した連合会に所属する青年部から選出する。
ただし、候補者に不測の事態が生じ、職務を全うできない場合には、本会委員長ならびに専務理事の経歴の有無については、候補者が所属する連合会と本会と十分協議のうえ決定するものとする。

附則（平成25年3月9日改正）

- 1．第2項、第9項の改正規定は、平成25年4月1日より施行する。

附則

本規程は「商工会議所青年部の表記に関する規程」の改正に伴い、令和2年3月19日より「全国商工会議所青年部連合会」表記を「日本商工会議所青年部」に改正する。